

（第65号議案）

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>職員の給与に<u>関し必要な事項を定めるもの</u>とする。</u></p> <p><u>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p><u>(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）</u></p> <p><u>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、中野区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）</u></p> <p>第2条～第17条の3 （略） （特定職員についての適用除外）</p> <p>第17条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>（育児休業に伴う臨時的任用職員の給与）</p> <p>第18条 <u>育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（<u>常時勤務を要するものを除く。</u>）の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、<u>予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</u></u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>職員の給与に<u>関する事項を定めること</u>を目的とする。</u></p> <p><u>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（中野区立幼稚園の園長及び教員並びに中野区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>第2条～第17条の3 （略） （特定職員についての適用除外）</p> <p>第17条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（臨時職員の給与）</p> <p>第18条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し<u>予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</u></p> <p>2 （略）</p>

第18条の2～第19条の4 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

第20条の3～第19条の4 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 (略)

第18条の2～第19条の4 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) (略)

第20条の3～第19条の4 (略)

(勤勉手当)

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 (略)

第20条の5～第21条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに第18条第1項の改正規定(「予算」を「、予算」に改める部分に限る。)は公布の日から、第1条第2項の改正規定、第17条の4に1項を加える改正規定並びに第18条の見出し及び同条第1項の改正規定(「予算」を「、予算」に改める部分を除く。)は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第20条第1項、第20条の2第2号及び第20条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第20条の5～第21条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第8 (略)